平成２１年（フ）第３５９号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目13番３号　メゾンゆかりⅡ203
債務者　長谷川　勝
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１３６号
群馬県桐生市相生町１丁目635番地の19
債務者　髙澤　幸子（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１３９号
群馬県桐生市新里町山上567番地３
債務者　村井　伸彰
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１４０号
群馬県桐生市堤町３丁目２番２―16号
債務者　尾﨑　啓一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第６２５号
川崎市多摩区長尾２丁目７番８号　栄コーポ102
債務者　小坂　　潔
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３５号
川崎市川崎区渡田山王町23番12号
債務者　齋藤　雄一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３７号
川崎市麻生区千代ケ丘２丁目８番地６　旭マンション103
債務者　戸嶋　英子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６４１号
川崎市幸区古市場1748番地２　フロール川崎古市場１―211
債務者　鶴巻　和惠
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６４４号
川崎市中原区上小田中１丁目33番33号　第二むさし荘202
債務者　山岡由利子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５０号
川崎市中原区小杉町１丁目540番地７　マーベラスマンション106
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５１号
川崎市麻生区五力田２丁目14番12号　サンパレス五月台101
債務者　柳澤八重子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５２号
川崎市川崎区大島１丁目17番６―110号　クリオ川崎東壱番館
債務者　東原　　毅
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５３号
川崎市川崎区鋼管通１丁目14番10号
債務者　山田美智子（旧姓東原）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５５号
川崎市川崎区追分町15番11―405号　エスポワール岩崎Ⅱ
債務者　大塚　菜穂
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５６号
川崎市高津区北見方２丁目17番10号　ホワイトハウスQ―105
債務者　小澤　　守
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５７号
川崎市高津区子母口441番地　市森荘203
債務者　村瀬　克巳
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５９号
川崎市宮前区東有馬２丁目21番５号　第１朝日荘103
債務者　齋藤　明美（旧姓中村・恩田）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係